



京都 YWCA・APT

Asian People Together

6

2016



希望の家保育園での取り組みについて

2015 年度は、ナイジェリア出身のメッシーさんに講師になっていただきました。

初日、メッシーさんが園に入った途端に、その場の雰囲気や空気が変わり、明るくなるのが感じられました。子どもたちもメッシーさんの放つオーラに釘付けになり、一瞬で興味津々です。DVD を使ったの国紹介では、途中英語を交えながら、楽しく愉快地にナイジェリアのお国自慢となりました。子どもたちには難しい内容もありましたが、メッシーさんが目の前で話をしているという状況そのものが異文化であり、とてもワクワクできた

時間となっているようでした。

その後、ナイジェリアのダンスをみんなで踊りました。ダンスは、メッシーさんにとっては慣れたモノなのですね。CD も楽器もないのに、ラップ調のリズムを口ずさみながら、身体を動かしていくのです。子どもたちも先生もそのリズムにあっという間にノリノリになって踊れてしまうという、うらやましいくらいに即興で、ダンスの体感ができました。

目 次

希望の家保育園での取り組みについて	1-2
法テラスとは	3
1day ミーティング報告	4
2015 年度会計決算	5
2015 年度相談件数・2016 年度計画	6
外国人支援ボランティア養成講座	7
活動報告	8

月に2回程度、年長児を中心とした活動でした。普段の保育活動にメッシーさんが参加するという活動もありましたが、園行事の遠足、運動会、生活発表会などでは、ナイジェリア文化やメッシーさんが教えてくれたダンスや遊びをまじえた活動を先生方が趣向をこらして取り入れてくださり、子どもたちも、参観に来られた保護者の方も、ナイジェリア文化を大いに楽しむことができたようでした。

活動回数を重ねるごとに、先生方の知識と技術を駆使していただき、園児が楽しめ

る活動にますます趣向が凝らされるようになりました。サポート役の私としては、メッシーさんのもつ引き出しの中になにがあるのか、いろんなことを引き出したいと思いつつも、拙い英語で通じない日本事情というジレンマに陥りながらの活動となりました。幸いにも2016年度には、2年目の活動があります。さらに楽しい活動となるようこちらもアイディアを駆使していきたいです。



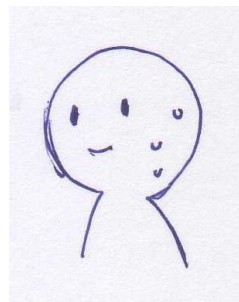
クッキング（パンダ豆の皮むき）



公園で遊ぶ

新人さんいらっしゃい!!

初めまして、4月から実習で京都YWCA・APTに参加させていただきますT.Sと申します。私はジェンダーの問題に関心があり、京都YWCAの活動に関わらせていただきます。絵を描くことや散歩することが好きです。たくさんの人の中で誰かの何かの役に立てれば、また、様々な経験をしたいな、と思っていますので、よろしくお願いします。



はじめまして、4月から実習に来ました、大学3回生のKと申します。長野県出身の雪国育ちで、スキーとスノーボードができます。音楽を聴くこと、犬と遊ぶことが大好きです。まだまだ分からないこと、できないことばかりですが、少しずつ活動を覚えていけるようにがんばります。よろしくお願いします。

法テラスとは

私たちは日頃、相談者に必要に応じて法テラスの利用を勧めたり、法テラスへ同行したりしています。けれども、「法テラス」とは何かははっきりとはわかっていませんでした。そこで、法テラスの事業課長の横田直樹さんに来ていただき、お話を伺いました。

法テラスの正式名称は「日本司法支援センター」と言いますが、「法律によってトラブル解決へと進む道を指し示すことで、相談する方々のもやもやとした心に光を『照らす』場」という意味と、悩みを抱えている方々にくつろいでいただける『テラス』のような場」（法テラスリーフレットより抜粋）でありたいと願って「法テラス」というニックネームをつけたそうです。

法テラスがおこなっているサービスは、

- ①**情報提供業務**： 法律問題に関して悩みや問題があったときに、電話・メール・面談という形で、法制度や相談機関についての情報を無料で提供する。
- ②**民事法律扶助業務**： 経済的に余裕のない人が法的トラブルがあったとき、無料で法律相談を行い、必要に応じて弁護士や司法書士にかかる費用の立て替えをおこなう。
- ③**国選弁護関連業務**： 国選弁護人になろうとする弁護士との契約や裁判所への通知、国選弁護人に対する報酬・費用の支払いなどをする。
- ④**司法過疎対策業務**： 弁護士がいないか、一人しかいない弁護士過疎地域を解消するために地域事務所を設置し、弁護士を常駐させる。
- ⑤**犯罪被害者業務**： 犯罪被害者とその家族が必要とする法制度や支援団体・機関の相談窓口の情報提供、犯罪被害者支援に理解と経験のある弁護士の紹介、並びに、「被害者参加のための国選弁護制度」、「被害者

参加旅費等支給制度」に関する業務などをおこなう。

（筆者注：被害者参加＝被害者の裁判への参加）

⑥**受託業務**： 日本弁護士連合会から委託を受け、人権救済の観点より弁護士費用等の援助活動をおこなう。対象は、国選弁護の対象外ではあるが弁護の必要のある刑事被疑者、少年事件において家庭裁判所に送致され、審判を受ける少年、犯罪被害者、難民認定申請希望者、在留資格がないが法的救済を必要とする外国人、虐待等により救済の必要のある子ども、ホームレス等などにより生活保護申請の相談や支援の必要のある高齢者等。

私たちが日頃お世話になっているのは、②の民事法律扶助業務です。経済的に余裕のない相談者が同一問題について 3 回まで無料で弁護士などに法律相談ができ、また、その結果裁判や調停などで弁護士が必要な場合、弁護士費用などを一旦立て替えてもらい、あとで法テラスに返済することができるというものです。横田さんの穏やかなお人柄もあって、わたしたちも気軽に質問ができ、今までわかっているようでもあり、わかっていないようでもあった「法テラス」というものが、司法・弁護士というものが遠い存在であった人々にも、身近なものになるように多岐にわたって活動しているのだということがよくわかりました。

1 Day ミーティング報告

3 月 27 日、京都 YWCA にて APT の一日ミーティングが行われました。例年は合宿形式で一晩話し合います。昨年度はお昼から夕方までの報告会とミーティングになり、より参加しやすくなりました。

参加者は 11 名。お昼ご飯をポトラック（一品持ち寄り）にしたところ、サラダ、スープ、サンドイッチ、ケーキなど、お菓子も合わせると食べきれない量でした。美味しいご飯を食べながら、まずは簡単に自己紹介。月曜相談のメンバーと木曜相談のメンバーは、日頃なかなか顔を合わせる機会がありません。同じ曜日で活動していても、自分の個人的な話はあまりしません。というわけで、この日の自己紹介では「最近考えていること」をテーマに各自が 2、3 分（と思ったのですが、実際は 10 分ほど）話しました。

その後は活動報告が 3 件続きます。共育プログラムからは A さん、S さん、O さんが、共育プログラムのそもそもの始まりとこれまでの広がり、昨年度の活動内容を報告してくださいました。それに続いて、今年 2 月に南京スタディツアーに参加した O さんは、スタディツアーの行程や学習内容、中国を訪れ学んだ感想を報告してくださいました。最後は Y さんが、国際援助におけるボランティアの役割を考察した卒業論文を報告してくださいました。Y さんの報告を聞くためにいらっしゃった方もいたくらい、充実した内容でした。

共育プログラムの報告からは、共育プログラムの長年にわたる活動が、プログラムのメンバーと保育園・小学校・中学校の先生方との協力によって成り立ってきたことがわかります。共育プログラムの歴史は、フォーマルな手続きや組織の型として授業を提供するのではなく、学校や学年・学級に合わせて、場合によっては一年間を通して、個々人の誠意と情熱で作りに上げてきたのだな、と感じました。APT にわずかながらも関わらせてもらってきて、何となく感じていたことを、もう一度確認したような気持ちです。

学生さんたちの報告からは、自らの学生時代を顧みて恥ずかしくなるほど、まじめで勉強熱心だと感じました。木曜相談に限ったことかも知れませんが、大学での授業の一環、あるいはボランティアとして APT に関わる学生さんたちは、「お客さん」や「見習い」などではなく重要なメンバーの一員です。この日のミーティングで報告してくれた 2 人は実習を終え、新しいステージに進んで APT を去っていましたが、4 月からはまた、新しい学生さんをお迎えしています。



2015 年度会計決算

ここ数年、大口の助成金が獲得できず、厳しい財政が続いています。2016 年度は APT25 周年の記念の年であることから、活動のアピールを広げたいと考えています。

収 入		支 出	
維持会費	195,000	プログラム	32,123
寄付	481,277	通信費	51,143
通訳翻訳	185,058	コピー印刷費	62,505
講演会等謝金	241,680	交通費	254,815
プログラム	150,417	諸謝金	161,691
補助金*1	20,000	他団体協力費	27,000
京都 YWCA 補助	2,438,331	庶務費	3,900
		研修費	2,000
		その他	26,280
		京都 YWCA 共通費*2	3,090,306
合 計	3,711,763		3,711,763

*1 スマートウェルネス住宅等推進モデル事業

*2 コーディネータ費、施設・備品費など



みなさま

いつも APT をご支援いただきましてありがとうございます。2016 年度もともに生きる社会を目指して活動を続けるため、お力をお貸しいただけると幸いです。維持会費一口 5,000 円／年より

維持会員・ご寄付をいただいた方（敬称略）

2/16 - 15/15

省略

ありがとうございました。

2015 年度相談件数

2015 年度の支援活動の集計です。



新規相談者数 99 名 (*2014 年度相談者数 82 名)

● 国籍

フィリピン 32	韓国 17	不明 16	中国 12
タイ 8	ロシア 2	バングラデッシュ 2	ベトナム 2

インドネシア、オーストラリア、カナダ、コンゴ、スーダン、メキシコ、モーリシャス、日本各 1

● 性別

女性 71	不明 17	男性 11
-------	-------	-------

● 居住地

京都 63	不明 18	滋賀 10	大阪 4
-------	-------	-------	------

高知、東京、兵庫、三重 各 1

● 相談内容

通訳翻訳 39	ビザ 10	結婚離婚 9	労働 8	生活 8
こども 6	DV 5	医療 5	その他 9	

延べ対応 694 件

(Tel 388、メール 158、来所 56、同行 35、手紙 15、Fax 15、通訳 14、翻訳 10、訪問 3)

2016 年度計画

2016 年度は下記の内容に取り組んでいきます。

- ・電話相談開催日 月・木 88 回
- ・チャリティイベントを開催する。
- ・うららかふえを APT で担当する。
- ・東九条マダンに出店する。
- ・健康フェスタに参画する。
- ・研修を行う。
- ・通訳養成講座を計画する。
- ・親子を対象としたイベントを最低 1 回開催する。
- ・助成金を申請する。
- ・25 周年記念会を開催する。
- ・出張授業の継続。





外国人支援ボランティア養成講座

日本は 58 人に 1 人が外国人、結婚の 20 組に 1 組が外国人との国際結婚です。彼女ら・彼らは言葉や文化の違いから、日本人が気づかない困難を抱えていることがあります。彼女ら・彼らが必要とする情報・支援を提供し、自立をサポートすることが住みやすい社会づくりにつながります。

「語学ができない」と心配する必要はありません。団体を運営するには企画や事務も必要です。あなたも外国人が誇りをもって豊かに暮らせるよう、様々な形で多言語相談・支援活動を始めませんか?!

異なる言語と文化をもつ人々と共に生きる多文化社会を！

第 1 回 6 月 13 日(月) 10:30 - 12:30

「多言語による電話相談・支援活動とは」

すべての講座の導入として外国人を取り巻く状況、APT の活動概要を説明します。

第 2 回 6 月 23 日(木) 10:30 - 12:30

「相談の実際」

外国人が直面する課題を共有し、APT が取り組む相談・支援活動について説明します。

第 3 回 6 月 30 日(木) 14:00 - 16:00

「元相談者とともに」

APT の元相談者とともに時間を共有し、外国人として日本社会で生活する困難さを聞き取ります。

第 4 回 7 月 11 日(月) 10:30 - 12:30

「先輩相談員とともに＋ロールプレイ」

相談活動に携わる先輩相談員の声から相談活動に関わる心構えを学びます。

場所: 京都 YWCA

資料代: 1800 円(4 回)、単発参加 500 円

講座の使用言語: 日本語

YWCA とは?

YWCA(Young Women's Christian Association)は、キリスト教を基盤に世界中の女性が言語や文化の壁を越えて力を合わせ、女性の社会参画を進め、人権や健康や環境が守られる平和な世界を実現する国際 NGO です。日本を含む 120 か国あまりの国と地域で、約 2,500 万人の女性たちが活動しています。

APT とは?

APT(Asian People Together)は 1991 年から多言語相談・支援活動を行っている京都 YWCA 内のグループです。

月曜日(13:00-16:00)・木曜日(15:00-18:00)の電話・来所相談のほか、役所や病院への同行、通訳派遣、学校への出張授業などを行っています。

* 講座終了後、相談員として活動していただくための講座です。

申込先: 京都 YWCA 〒602-8019 京都市上京区近衛町 44

FAX: 075-431-0352 メールアドレス: apt@kyoto.ywca.or.jp

お名前・ご住所・電話番号・メールアドレスを添えてお申し込みください。

活動報告

2月16日～5月15日

2月

18 日 大阪 YMCA 学院高等学校採点
 26 日 同志社大学実習懇談会
 27 日 全体ミーティング・ケース協議
 グローバルセッション@京都市国
 流会館

3月

15 日 APT 主催研修「法テラスについて」
 21 日 共育プログラムミーティング
 24 日 希望の家保育園評価会
 25 日 朱雀中学校評価会
 きょうと多文化支援ネットワー
 クミーティング
 27 日 APT ワンディミーティング

4月

23 日 APT 全体ミーティング
 ケース協議

5月

8 日 共育プログラムミーティング
 13 日 市立朱雀中学校出張授業

👏 👏 👏 👏 👏 👏 👏 👏 👏 👏
 👏 京都 YWCA とは・・・ 👏
 👏 京都 YWCA はキリスト教を基盤に世界中の女 👏
 👏 性が言語や文化の壁を越えて力を合わせ、女性 👏
 👏 の社会参画を進め、人権や健康や環境が守られ 👏
 👏 る平和な世界を実現する国際 NGO です。 👏
 👏 👏 👏 👏 👏 👏 👏 👏 👏 👏

新規相談件数集計

2016 年 2 月 16 日～2016 年 5 月 15 日: 28 件

●国籍別	インドネシア、タイ		
フィリピン	6	フランス、日本	各 2
中国	5	アメリカ、カンボジア	
韓国	3	バングラデシュ、ロシア	各 1
		不明	2

●性別			
女	23	男	3
不明	2		

●居住地			
京都	26	滋賀	2

●相談内容			
生活			3
通訳	13	ビザ	2
結婚離婚	4	その他	2
労働	3	こども	1

●延べ数 225 件			
電話	147	FAX	9
メール	29	通訳	6
同行	17	手紙	3
来所	11	訪問	3

京都 YWCA・APT は多文化共生社会の実現を求めて
 外国籍住民のための支援プログラムを展開している京
 都 YWCA のグループです。

相談電話：075-451-6522

月曜日：13:00-16:00

木曜日：15:00-18:00

その他、多文化の出張授業や子どもプログラムもあり
 ます。

APT ニュースレター No.99 2016 年 6 月発行

京都 YWCA・APT

〒602-8019 京都市上京区室町通水上ル近衛町 44

TEL:075-431-0351 FAX:075-431-0352

Email: apt@kyoto.ywca.or.jp

本ニュースレターの送付についてご迷惑な方はご一報ください。次回からの送付は差し控させていただきます。